

3.減損処理を行った有価証券

〈2024年度中間〉

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア.期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ.期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
- ② 発行会社が債務超過
- ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

〈2025年度中間〉

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア.期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ.期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
- ② 発行会社が債務超過
- ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2024年9月30日	2025年9月30日
評価差額	11,256	△4,354
その他有価証券	11,256	△4,354
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	3,159	△1,796
その他有価証券評価差額金	8,096	△2,557